

日連 2 第 107 号
(認 第 2 号)
令和 2 年 5 月 1 日

税理士会会長様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
徴収猶予の特例に関する電子申請について (周知依頼)

標題の件について、総務省から地方税において徴収猶予の特例を設けるとともに、eLTAX における電子申請の対象に加える旨の周知依頼がありました。

つきましては、以下のとおり、徴収猶予特例の申請を eLTAX で行うことができますので、貴会会員に周知くださるようお願いいたします。

【開始時期】

令和 2 年 5 月 1 日

【対象手続】

令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目 (証紙徴収の方法で納めるものを除く)

【申請者】

法人、個人事業主及び個人

【申請書】

eLTAX の特設ページに掲載

【申請方法】

eLTAX の既存機能である「税務代理権限証書の手続き」の申請画面にある添付書類の送信機能を使用して申請書及び必要書類を提出する。

【留意事項】

「徴収猶予の特例申請書」に加えて「複数団体用専用様式」を作成することで複数の地方公共団体に対して一括して申請が可能。

税理士による代理送信も可能。

《参考》

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>

＜本件に関する問合せ先＞

日本税理士会連合会 情報システム委員会

(担当事務局：電子認証課 山口・井頭)

ご案内するチラシ

別添1 【受付開始】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に基づく特例猶予の申請受付が開始されました。(eLTAX 特設ページ)

別添2 徴収猶予の特例(地方税共同機構作成)

<総務省ホームページ>

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

<地方税共同機構 eLTAX 特設ページ>

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>

ご不明な点につきましては、下記の連絡先までお問合せください。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室

担当： 畠山係長、羽田事務官

TEL：03-5253-5663



【受付開始】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に基づく特例猶予の申請受付が開始されました。

2020/05/07

【2020/05/07更新】

- ・「徴収猶予の特例申請書.xlsx」「徴収猶予の特例申請書.pdf」を差替えました。
- ・利用者IDをお持ちでない個人の方が申請する場合は、「申請・届出書の作成（法人）」から申請するよう注意書きを追加しました。

【2020/05/01更新】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき請じられる徴収猶予の特例について、新型コロナウイルス感染拡大防止・窓口混雑緩和の観点等から、郵送またはeLTAXによる電子申請による受付を行うこととなります。

今回の特例では、「収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける」とこととされています。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について【総務省ホームページ】

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

なお、eLTAXの利用届を行っており、eLTAXのIDをお持ちの利用者の方は、「徴収猶予の特例申請書」に加えて、「複数団体用専用様式（記入様式・記載例）」を作成いただくことで、複数の地方公共団体に対して一括して徴収猶予の特例申請を電子的に提出することができます。

申請される方は、その様式をダウンロードしていただき、所要事項をご記載いただいたうえで、eLTAXを通じて送信（提出）していただくようお願いいたします。

○複数団体用専用様式はこちら（記入様式・記載例）（Excel）

eLTAXによる特例猶予の電子申請の概要については、下記をご覧ください。

○徴収猶予チラシ（pdf）

※今回の特例猶予の申請については、緊急の時限的な対策となっているため、eLTAXの既存機能（税務代理権限証書の手続き）を流用しています。税務代理権限証書の手続きとは関係ありませんが誤りではありません。

※利用者IDを持っていない個人の方が申請する場合は、あらかじめマイナンバーカードや電子署名のセットアップ等をご準備のうえ、「PCdesk（WEB版）」の「申請・届出（ログインなし）」から「地方税ポータルシステムの利用規約」に同意いただき、「申請・届出書の作成（法人）」から申請をお願いします。

ダウンロード

- ① 徴収猶予の特例申請書
- ① 徴収猶予の特例申請書
- ① 【記入例】徴収猶予の特例申請書
- ① 財産目録、財産収支状況、収支明細
- ① 財産目録、財産収支状況、収支明細
- ① eLTAXを利用した徴収猶予の特例申請手順
- ① 徴収猶予の特例申請 Q & A

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった方は、申請により徴収の猶予を受けることができますようになります（徴収猶予の特例）。

〈要件〉

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

〈対象〉

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象。

地方公共団体に申請が認められると、最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。

徴収猶予の特例の申請方法

以下の提出書類を、納期限^(注)までに地方公共団体へ郵送してください。

(eLTAXによる電子申請も可能です。)

- ・ 徴収猶予の特例の申請書 ※eLTAX ホームページに掲載
- ・ 預金通帳、売上帳、給与明細書等の前年・当年の収支状況がわかる書類

◎ 徴収猶予の特例の申請時には以下の点をご留意ください。

- 1 納期限前から相談できますので、お早めの相談をお願いします。
(注) 法律の施行から2ヶ月間は納期限後であっても申請できます。
- 2 既に現行法での猶予を受けていても、遡って徴収猶予の特例を受けられます。
- 3 徴収猶予の特例が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

ご不明の点は、納め先の地方公共団体にお問い合わせください。

- ・ 徴収猶予の特例の制度に関する説明など【総務省ホームページ】
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
- ・ eLTAXによる電子申請の方法に関する説明など【eLTAX ホームページ】
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>